

“社会を明るくする運動”とは

法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は、昭和26年に始まり、毎年恒例の全国的な運動として地域に根ざし発展してまいりました。第73回となる本年も、7月1日から7月31日までの1ヶ月間を強調月間として、全国的に運動を展開することとしておりますが、第60回からは、運動の趣旨を分かりやすく表した「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」とい

う新しい名称の下、運動の趣旨を広く国民に理解いただき、安全・安心な社会を築こうとするものであります。



第73回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

(強調月間 7月1日～7月31日まで)

南アルプス市推進委員会

南アルプス市

南アルプス保護区保護司会

南アルプス地区更生保護女性会

南アルプス地区就労支援事業者機構